

滋賀県公安委員会告示第32号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定を受けた者から公示に係る事項の変更（施設の追加）の届出があったので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月18日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 特例施設占有者 令和3年滋賀県公安委員会告示第7号に係る特例施設占有者（株式会社伊藤佑）
- 2 追加する施設の名称及び所在地
セルフステーション栗東小柿 栗東市小柿五丁目11-10

